

事業所の方へ

職場復帰（リワーク）支援について

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
奈良支部 奈良障害者職業センター

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、うつ病等で休職されている方を対象に、職場復帰支援事業(以下「リワーク支援」といいます。)を実施しております。本資料はリワーク支援についてご理解いただくため事業所の方へお渡ししております。

内容をご一読いただき、支援に際しては以下の留意点につき是非、ご理解・ご協力をお願いします。

1 リワーク支援を利用いただくにあたってのお願い

(1) ご本人のリワーク支援へのご理解・ご協力のお願い

リワーク支援は三者（ご本人・事業所・主治医）の協力のもと実施しております。

事業所の方は人事、労務、保健スタッフなど、どんな立場の方でも構いませんので、事業所の中で窓口となってくださる「担当の方」を作っていただくようお願いしております。

担当の方と職業センターが連携して支援を実施することで、ご本人の復職や復職後の円滑かつ安定的な就労継続が進められると考えます。また、リワーク支援の開始にあたっては「同意書」への署名をお願いしております。

(2) ご本人の利用希望確認のお願い

職場復帰に向け、事業所側として「再発予防の為に」という思いから、リワーク支援をご本人に紹介される際等、休職しているご本人の心情も含め、ご本人がリワーク支援利用を希望しているか、ご確認をお願いします。事業所や上司から「利用してみたら？」と言われると、言った側はそんなつもりは無くとも、言われたご本人は「会社に言われて仕方無く…」と応じてしまう場合があります。そのような姿勢でリワーク支援に臨まれた場合、効果的な支援の実施が困難となります。

どうぞ、事業所とご本人が良く相談された上で、ご利用について決定をお願いします。

(3) プライバシー・個人情報の保護に係るご配慮のお願い(利用者数の制限について)

リワーク支援において扱われる個々の労働者の健康情報等は、ご本人のプライバシーに関わる個人情報の中でも特に機微な情報であり、厳格に保護されるべきものです。また、利用される方によっては職場の同僚や顔見知りの人と、同じ部屋でリワーク支援を利用することが当センターの利用をしにくくなると感じたり、グループミーティング等の集団プログラムで本当の気持ちが話しにくくなると感じたりする方もおられます。

当センターにおいても個人情報の保護については十分な配慮をしていますが、事業所様においてもご本人様のプライバシー・個人情報の保護について、格別のご配慮をお願いします。

また、以上のことに加え支援希望者が多数いる中、1つの事業所（同一法人等）の希望者が集中して、他の事業所の希望者が利用できなくなることがないように、リワーク支援の実施につきまして、同一時期に係る同一事業所(同一法人等)の利用は原則1名様としております。事業所様におかれましても上記事情等ご賢察いただき、時期・プライバシーの保護・調整等、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

(4) 事業所による復職可否の判断に係るお願い(職業センターが復職の可否の判断をするものではないこと)

事業所の方から「リワーク支援を受けさせると、自動的に復職になるのか」、「リワーク支援で復職の可否を判断されるのか」といった問い合わせをいただくことがあります。また、ご本人からも同様の質問があります。

当センターはご本人に対し、ストレス対処講習や生活リズムの確立といった、復職までに必要と思われる課題の解決について支援を行います。また、事業所に対し、職場復帰に求められる条件等を確認し、復帰計画や職場復帰時の業務内容、職場環境の改善方法等に関するご相談にも応じております。

しかし、当センターから「この方を復職させてほしい」と事業所をお願いしたり、復職の可否判定を下したりすることはありません。復職の可否については、事業所の責任とルールに沿って判断していただくものであること、ご理解をお願いします。

2 その他、ご不明な点等がございましたら、職場復帰（リワーク）支援担当までお問い合わせください。 何卒ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。